

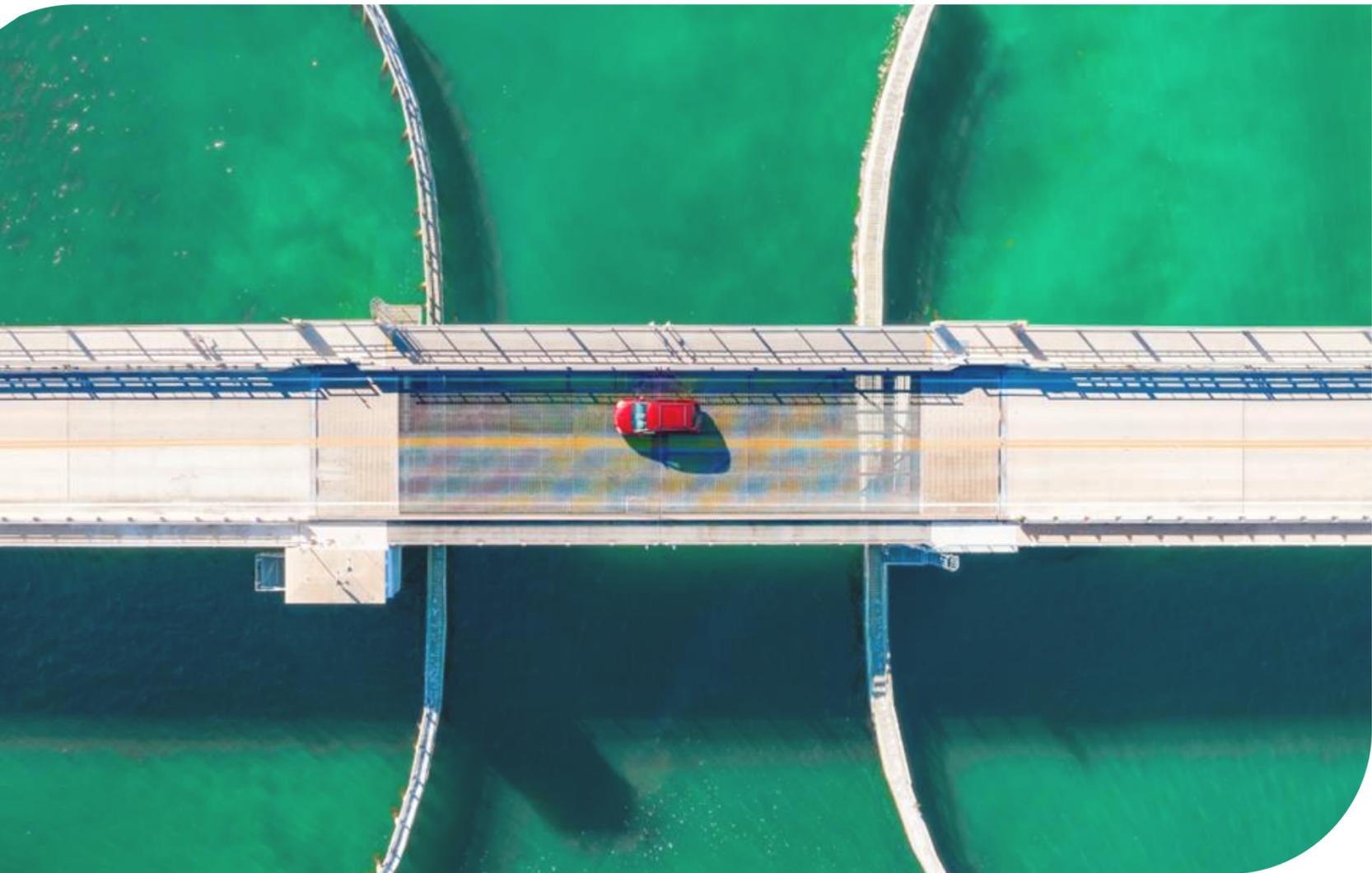


会計、独立監査、その他税務政策に関わる法律およびガイダンスの最新情報

2025年3月

内容

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、会計、独立監査、その他税務政策に関わる法律およびガイダンスの最新情報をご案内致します。



1. 法律 56/2024/QH15

会計法、独立監査法、租税管理法、個人所得税法などの改正に関する法律

2. Official Letter 302/TCT-CS

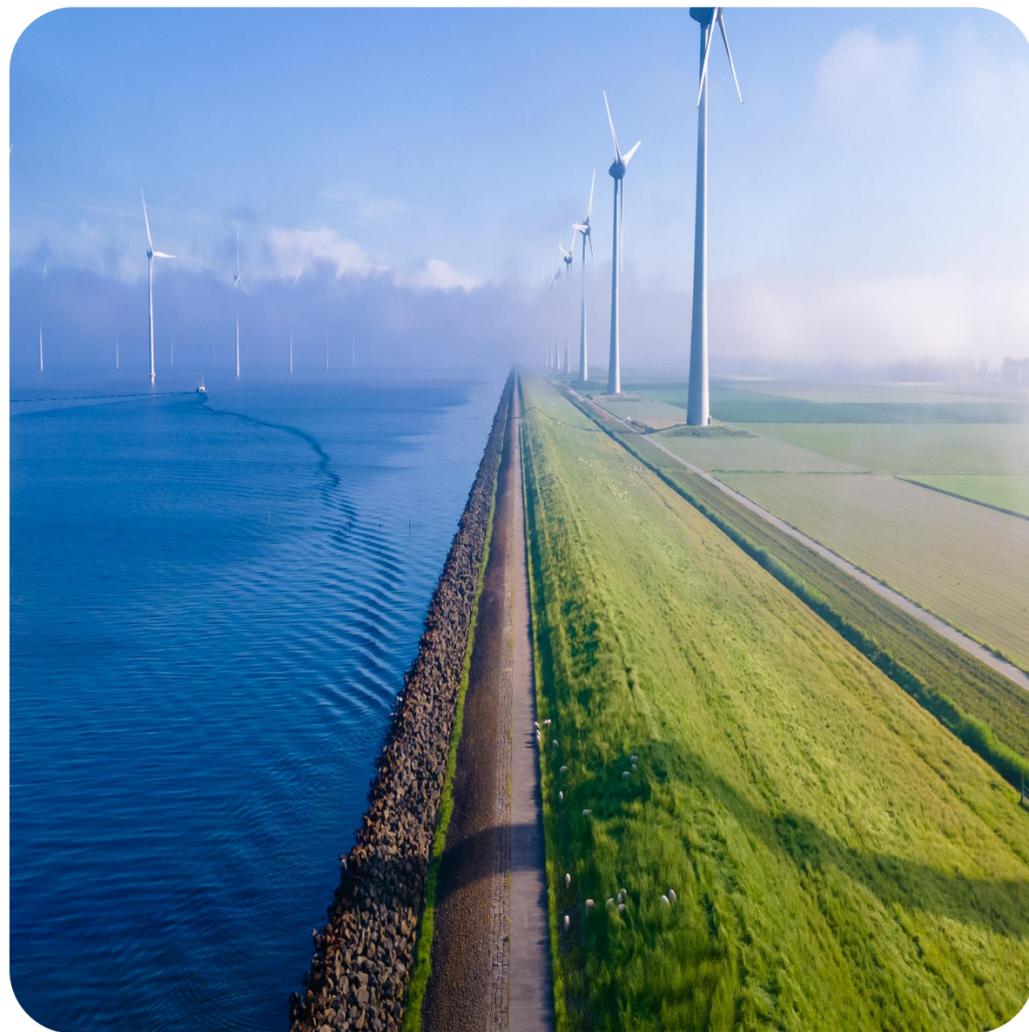
インコタームズのDDUおよびDAPの条件に基づく輸入貨物に関わる外国契約者税に関するガイダンス

3. Official Letter 418/TCT-DNNCN

事業登録をしている個人およびしていない個人とのサービス契約に関わる課税関係

4. Official Letter 299/TCT-CS

個人および世帯による不動産譲渡に関わる個人所得税課税所得の算定に関するガイダンス



1. 2024年11月29日に可決された法律 56/2024/QH15

法律 56/2024/QH15 が国会で可決されました。施行日は2025年1月1日です。当法律では9つの法律の改正を定めています。今回のニュースレターでは、会計法、独立監査法、そして、租税管理法と個人所得税法の改正内容について概要を見てみたいと思います。

会計法

法律 88/2015/QH13の改正

独立監査法

法律 67/2011/QH12の改正

租税管理法および個人所得税法

租税管理に関する法律 38/2019/QH14および
個人所得税に関する法律 04/2007/QH12の改正

1. 2024年11月29日に可決された法律 56/2024/QH15 (続き)

会計法の改正

1.

財務諸表は、会計基準と会計システムに準拠して作成・表示する必要があります。改正内容によれば、財務諸表の表示は、従来のような一定の様式に必ずしもとらわれることがなくなり、作成者にとってはより柔軟な、そして、利用者にとってはより有益な作成が可能になっています。

2.

財政省は、国際会計基準に基づき、かつ、ベトナム固有の条件に即して、会計基準と倫理規範に関する指針を作成することとされました。この改正により、国際規定を有効に適用し、ベトナムの状況に合わせて調整することが可能になりました。

3.

会計で使用する言語は、ベトナム語、または、二か国語です。会計帳簿を外国語で作成している場合、要請があれば、ベトナム語へ翻訳する必要があります。従って、管轄当局からの要請があれば別ですが、会計証票に使用する言語がより柔軟になり、必ずしもベトナム語を使用する必要はなくなりました。

4.

最初または最後の会計年度が3か月を超えず、合計で15か月を超えない場合、翌年度または前年度と統合することが可能になりました。従来の条件は3か月ではなく90日を超えない場合でしたので、より活用し易く、会計報告制度の運用もより適切に行えるようになりました。

5.

電子証票には、電子取引に関する法令の規定に基づくデジタル署名またはその他形態による電子認証が必要です。この改正は、各企業で使用される技術発展のスピードに対応するものです。

6.

財務書は、企業で適用される会計基準および制度に従って作成および提示する必要があります。この規定は、財務諸表の柔軟な提示を行い、財務諸表の一貫性と比較可能性を確保します。

7.

会計担当者が決定者と異なる意見を持つ際の権利に関する規定が追加されました。例えば、文書で意見を残したり、より上位者や管轄当局への報告を行い、他者の決定の実施による問題が生じてもその責任を負う必要はありません。この規定により、会計担当者の権利が守られ、会計処理業務にリスクがある場合でも適切な決定ができるようになることが期待されています。

1. 2024年11月29日に可決された法律 56/2024/QH15 (続き)

独立監査法の改正

1

監査報告書へ連続して署名が可能 年数

同一の監査対象企業の監査報告書への同一監査人による署名は、連続する5年間を超えて行うことはできません。何年後に同一企業の監査報告書への署名が認められるかは、別途、財政省が規定します。

監査人の独立性に関する基準を担保するために上記規定にご留意頂き、遵守下さい。

2

監査人のローテーション

同一企業の監査報告書へ署名できる年数に関してですが、同一の監査法人または在ベトナム外国監査法人支店と、連続する5年間超の契約をする場合、連続する5年間を上限として監査報告書へ署名する監査人のローテーションを要請する必要があります。

3

毎年の監査が義務づけられる対象

毎年の監査が義務づけられる対象リストに、大規模企業が追加されました。

大規模企業とは、資本調達源泉合計額が1千億VND超かつ労働者数が300人以上の企業です。

1. 2024年11月29日に可決された法律 56/2024/QH15（続き）

租税管理法および個人所得税法の改正

a. 電子コマース企業およびデジタルプラットフォームを利用する事業者

- ベトナムで電子コマース事業、デジタルプラットフォームを利用する事業やその他サービスを提供する外国サプライヤーは、ベトナムでの税務登録、申告・納税の義務を直接負います。当該義務を委託することもできます。
- 2025年4月1日から、電子コマースやデジタルプラットフォームで支払い機能を持つ取引の場を提供する国内外の組織、その他デジタル経済活動を行う組織は、電子コマース、デジタルプラットフォームでの個人・世帯による取引に関わる税額の控除、申告および納税を当該個人・世帯に代わって行う義務を負います。これは、当該個人・世帯が、税務上のベトナム居住者かベトナム非居住者に関わらず責任を負います。

この改正は、電子コマースやデジタルプラットフォームでの取引を管理する企業による税務管理の強化、電子コマースやデジタルプラットフォームでの取引に関わる脱税防止を意図しています。財政省は、電子コマースやデジタルプラットフォームでの事業活動に関わる租税管理に関する政令草案を2025年2月4日に公表してパブリックコメントを募集しています。2025年3月中には正式に公布される見込みです。

また、サービスを提供する外国サプライヤーは、ベトナムでのPE（恒久的施設）の有無に関わらず、税務登録、申告・納税を行う必要があります。

b. 修正申告が可能な場合

税務当局による税務調査の決定公布前、または、税務調査の対象範囲・期間に含まれない内容であれば、申告期限日から10年間は修正申告を行うことが可能になりました。従って、税務調査の対象範囲・期間に含まれる内容については、修正申告ではなく、補足説明で対応することになります。

c. 保証に関する規定が租税管理法から国家補償責任法へ

税務当局により生じた損害への補償は、国家補償責任法の規定に基づくことになりました。租税管理法では、過剰に納付した税額、延滞金利、罰金の還付のみが規定されることになりました。

d. 還付決定権者の追加

税務支局および地域税務支局の支局長が、適法な還付申請に対する決定権者として追加されました。この追加により、還付手続きの迅速化が期待されます。

2. 2025年1月17日付けOfficial Letter 302/TCT-CS

(外国契約者税に関する Ha Tinh 省税務局宛て税務総局ガイダンス)

在ベトナム企業が、インコタームズのDDU(仕向地持込関税抜き渡し)またはDAP(仕向地持込渡し)の条件で、外国コントラクターと商品売買契約を締結して、

- 購入者が指定するベトナムでの場所で商品を渡す義務を外国の販売者が負い、かつ、
- 売買契約には、据付、試験、保守や維持などベトナムで直接実施するサービスが何ら含まれていないか、含まれていても無償の場合、



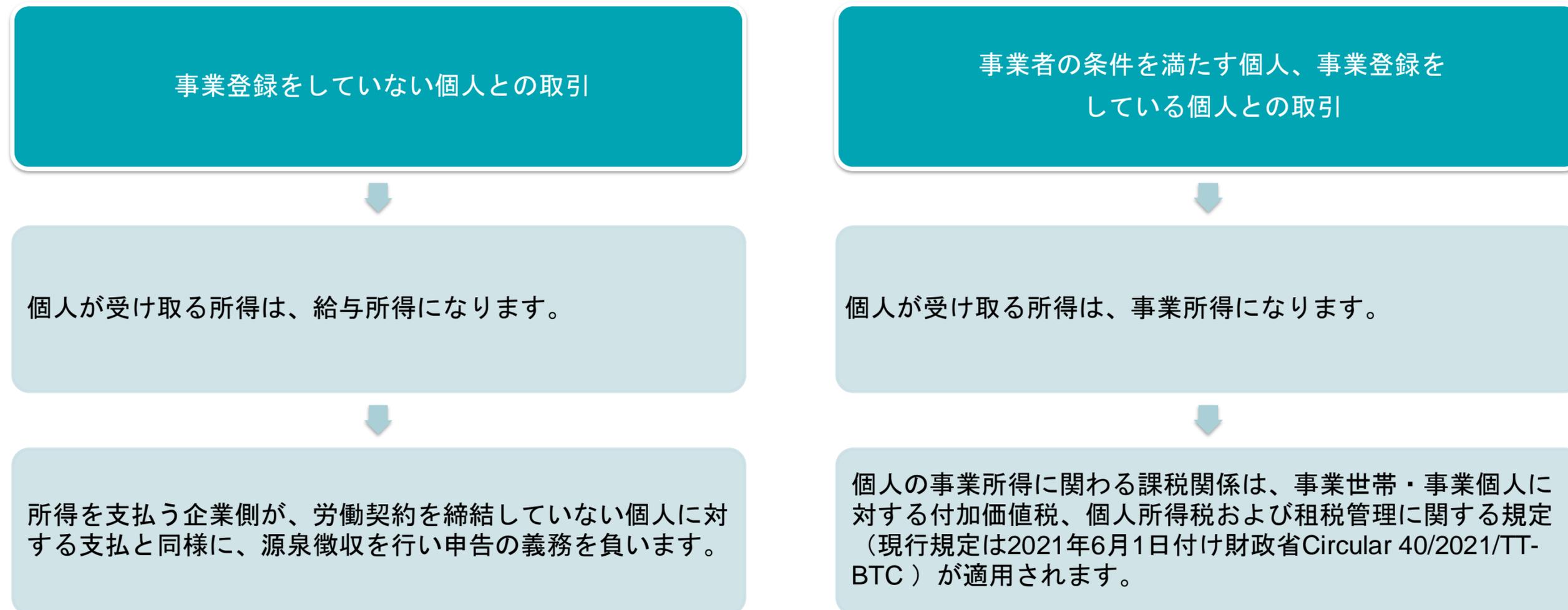
上記取引に関わる課税関係は、以下の通りです。

- 輸入段階での付加価値税。および、
- 外国契約者税のうち法人所得税分: 商品提供による課税所得に対して1%。

インコタームズDグループのその他類似ケースに対しても同様に考えられます。

3. 2025年1月23日付けOfficial Letter 418/TCT-DNNCN (個人所得税に関する Dak Nong 省税務局宛て税務総局ガイダンス)

販売代理店契約、協力契約、通信契約、配達契約などのサービス契約を個人と締結した場合、これらの取引に関わる課税関係は、以下の通りです。



4. 2025年1月17日付けOfficial Letter 299/TCT-CS

(個人・世帯による不動産譲渡所得の算定に関する各省・中央直轄都市税務局宛て税務総局ガイダンス)

土地に付随する資産の無い土地所有権の譲渡

- 個人所得税課税所得は、譲渡契約に記載されている価格により計算しますが、省レベルの人民委員会が規定する地価を下回りません。

不動産の譲渡(土地に付随する資産を含む土地所有権)

- 土地に付随する資産には、インフラストラクチャー、住宅、建設物、農作物、多年生植物などが含まれます。
- 個人所得税課税所得は、各々の譲渡価格により計算します。
- 土地に付随する資産として家屋がある場合や将来に完成する建築物がある場合、課税所得計算の詳細は、2007年11月21日に国会で可決された個人所得税法04/2007/QH12、2015年2月12日付け政令Decree 12/2015/ND-CP、2015年6月15日付け財政省Circular 92/2015/TT-BTC(第17条第1項b)で規定されています。



連絡先

新たに発行された規制をご確認いただき、内部コンプライアンス手続きの見直し、税関税に関する規制の遵守および書類の提出および作成過程でのエラーを減らし、追加の税義務や行政罰のリスクを減少いただけますと幸いです。
税および税関コンプライアンスの実施中にご質問がある場合は、Grant Thornton ベトナムの専門家にお問い合わせください。

Please visit our [Tax Hub](#) to view more information

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Tax Director
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Masanobu Taniguchi 谷口 雅宣

Director – Japan Desk
D +84 24 3850 1696
E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Dang Hai Ha My

Tax Director
D +84 28 3910 9241
E my.dang@vn.gt.com

Jin Nishina 仁科仁

Director – Japan Desk
D +84 28 3910 9028
E nishina.jin@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com

Do Vu Bao Khanh

Tax and Transfer Pricing Director
D +84 28 3910 9277
E khanh.do@vn.gt.com

© 2024 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.